随意契約理由書

業務名：大阪府立柴島高等学校校舎棟内装改修工事

本業務は、府立高校の魅力をさらに高めることを目的とし、府立柴島高等学校（以下「柴島高校」という。）の普通教室 13 教室及び廊下の内装改修を行うものです。

柴島高校では、令和８年度、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第２期）」及び「府立学校施設長寿命化整備方針（第２期）」に基づき、築 50 年を経過した体育館について、施設の長寿命化を図る必要があることから、令和８年６月 19 日から令和９年１月 13 日にかけて大規模改修を実施しています。

一方大阪府教育委員会では、令和７年度に実施した公立高等学校入学者選抜の志願者数が、現行の入試制度が始まった平成 28 年度以降最小となり、大阪府立高校のうち多くの学校で定員を割るという事態が起きました。柴島高校についても定員割れになることは避けなければなりません。

また、中学生が私立高校を選択する理由の一つとして、公立高校の施設の状況が私立高校と比較して劣る、という指摘が挙げられています。

柴島高校の生徒が授業を受ける教室は、直近の台風の影響により天井に漏水の痕跡と思われるシミで変色している箇所や、穴が空いた箇所もあります。

そこで、令和８年度に実施する公立高等学校入学者選抜の志願者数を上昇させるためには、生徒が校内で一番長い時間を過ごす普通教室を中心に校舎の内部を改修し、生徒の学習環境を改善していくことが必要です。

普通教室等の改修工事を実施するには、生徒が長期間不在となる夏期休暇中等の長期休暇を中心に実施する必要があり、且つ入学者選抜までに改修を終えなければなりません。

期限に制約があることから、校内の状況を十分に把握したうえで、学校運営に支障をきたすことなく円滑に工事を行うことが求められます。

柴島高校は、大規模改修工事を行う体育館と校舎棟が隣接しており、これに伴う騒音も大きくなることが想定され近隣住民等の対応が不可欠となります。

また、学校敷地内の作業ヤードに制限があり大規模改修工事との工事ヤードが重複してしまい、別途業者に工事を発注することができません。

そのため、校内の状況等を把握し、短期間での近隣住民等への地元説明・対応、且つ工事ヤードの確保を行った上で円滑に工事を進めることが可能な者は、令和８年度に柴島高校にて大規模改修工事の受注者である堀井建設㈱のみです。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき随意契約を締結するものです。